

弊社で勤務する全ての従業員の皆様へ

令和2年2月1日

株式会社 HMS

2020 年度労働者代表の選出について

労働基準法の定めにより、会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、その手続きにおいて全労働者の中から過半数の支持を得た者（以下、労働者代表）を決定することになっております。労働者代表には、弊社の全労働者の意見を代表して会社側との各種労使協定等の取り決めや手続きにあたって意見していただく重要な役割を担っていただきます。今回の代表者は、以下の協定について協力をいただくことになります。

■改正派遣法 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定

労働者代表の候補者として下記の方が立候補されていますのでご通知致します。下記の候補者をご確認いただき、異議のある方・立候補したい方は 2020 年 3 月 11 日までに、下記の申出先へ所属を明らかにしたうえで、その旨ご連絡ください。

立候補者： 福島事業所 土屋 裕樹

期日までに異議申出が従業員総数の過半数に満たない場合、立候補者が他にいない場合は上記候補者の方が、労働者代表として信任されることになります。（なお、労働者代表の任期は 2020 年 4 月 1 日より 1 年です。）

申出先：株式会社 HMS 事業本部 村上
連絡先電話番号：080-01664-6003